

株式の併合に関する事後開示書類

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2025 年 6 月 4 日

東洋精糖株式会社

2025 年 6 月 4 日

東京都中央区日本橋富沢町 12 番 20 号
東洋精糖株式会社
代表取締役社長執行役員 三木 智之

株式の併合に関する事後開示事項

当社は、2025 年 5 月 16 日開催の臨時株主総会における決議に基づき、2025 年 6 月 4 日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、778,908 株を 1 株に併合する株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）第 33 条の 10 に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 株式の併合の効力が生じた日

2025 年 6 月 4 日

2. 会社法第 182 条の 3 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 182 条の 3 の規定による請求を行った当社の株主はおりませんでした。

3. 会社法第 182 条の 4 の規定による手続の経過

当社は、会社法第 181 条第 1 項及び第 182 条の 4 第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 5 月 14 日付で、本株式併合に関する会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる事項及び買取口座を電子公告の方法により公告し、本株式併合の効力発生日の前日までに、当社の株主 1 名（株式数：100 株）から、会社法第 182 条の 4 第 1 項の規定による株式買取請求を受けております。

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

7 株（うち 1 株は、1 株に満たない端数の合計によるものです。）

5. その他株式の併合に関する重要な事項

- （1）当社は、会社法第 180 条第 2 項の規定により、2025 年 5 月 16 日開催の臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。
- （2）当社株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2025 年 6 月 2 日をもって上場廃止となりました。

以 上